

実施要綱 北海道 お得電力 従量電灯 B

この別紙は次の地域に適用します。

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

①基本料金 3（契約種別、料金単価等）ニ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金=再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北海道お得電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、本約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、本約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、本約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

また、①基本料金+②電力量料金の合計が 3（契約種別、料金単価等）ホ（最低月額料金）に定める最低月額料金を下回る場合には、同 3（契約種別、料金単価等）ホ（最低月額料金）に定める計算方法が適用されます。

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

(a)契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(b)当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 10A	405 円 46 銭
契約電流 15A	608 円 19 銭
契約電流 20A	810 円 92 銭
契約電流 30A	1,216 円 38 銭
契約電流 40A	1,621 円 84 銭
契約電流 50A	2,027 円 30 銭
契約電流 60A	2,432 円 76 銭

(b) 電力量料金単価

～120kWh	34 円 62 銭
120kWh～280kWh	40 円 72 銭
280kWh～	44 円 33 銭

ホ) 最低月額料金

ニ（基本料金および電力量料金単価）(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金の合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額と本約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電賦課金との合計といたします。

1 契約につき	415 円 11 銭
---------	------------

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から実施いたします。